

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午
前十一時二十五分開会

律案(内閣提出・衆議院送付)

三月二十五日委員鈴木彌平君及び安井謙君辭任につき、その補欠として木内キヤウ君及び工藤鐵男君を議長において指名した。

○委員長(梅原隆吉) 只今より文部
委員会を開きます。
先ず理事の補欠互選を行いたいと存
じます。理事曾益君及び理事木内キ
ヤウ君委員辞任に伴います理事の補欠
互選でございます。互選の方法は如何
いたしませうか。

の総括質問に応ずる必要があるから、大臣の出席を要望しておいたのでございますが、どうなっておりますか。

○委員長 梅原眞隆君）それはいたしましたが、只今学習院のほうにおいてでございますして、もう五分間ほど見えると思います。

○矢嶋三義君）学習院は何の用で……。

答弁願いたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) 大学設置審議会はなお存続する予定でございます。現在及び将来の仕事といたしましては、御承知のごとく年々私立大学の創設、或いは学部の新設、或いは大学院の新設等の問題がございますので、その審査に当っております。又それぞ

れの大学の教員の資格の審査もござい

学院の設置に関するところの、私は答申というものが残った仕事だと思ふのですが、それは来年度から大学院の設置というものが決定されるわけでございしますが、それによつて私はこの二十三年大学設置審議会令で設けられたところの大学設置審議会というものの仕事というものは一応終ると私は考えます。それは正しい解釈ではないかと思ふ。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君

理事

加納 金助君

高田なほ子君

委員

木村 守江君

白波瀬米吉君

荒木正三郎君

相馬 助治君

櫻橋 小虎君

木内キヤウ君

矢嶋 三義君

文部大臣

文部大臣 天野 貞祐君

文部省大臣

交響楽学
術局長
稲田 清助君

事務局側

常任委員
石川 敏文君

會專門員 石才 荀才君

常任委員 竹内 敏夫君

全耳門員

日の会義二十しと事半

日の会議に付した事件

の補欠選任の件

学校設置法の一部を改正する法

[illegible]

音・文部委員会議案第二十

○委員(長)梅原眞陸君　本日は先般の理事打合せにおいて決定いたしましたとおり、ます国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして質疑を願いたいと存じますが、この法案は去る三月十一日に提案理由を聞いたのみでございまして、本日は最初に総括的質疑を願ひまして、次に逐條審議を願ひます。

それでは御質疑のおありのかたから御質疑を願ひます。

○矢嶋三義君　質疑のある前に、私はこの法案の審議には大臣が是非ともこ

れるつもりなのか、一応その事務的な面を承わりたい。こういうことを承わるのは、ここに学部増設というような問題が出ておりますので、私は大学設置審議会が現在どういう仕事をしてゐるか、どういうお考えで仕事をやられてゐるかという点について若干の疑問なきを得ない。それであなたの答弁次第では、私はこの法案の審議に当つては、大学設置審議会の責任者もおいで願つて、そうして大きな立場から御見解を承わりたいと、こう考へてゐる次第であります。そういう角度から御

たのであつて、その當時を考えますといふと、新制大学をどの程度我が国の産業構造或いは文化水準を図る立場から設置すればいいかといふことを打出すために設けられたものであつて、それは早々の段階であつたから、新制大学の教職員の資格とか、その教授の質の向上というような立場から、さつきあなたが申された教授の資格とか、或いは教養向上という点についての若干の意見を述べるというこの第一條の埒外の仕事まで暫定的にやつたのであつて、現在残つてゐる問題としては、大

います。
○天曉三義君 私のお伺いしている点は、答弁をまだ頂いていないと思うのですが、本質的なものは、この大学設置審議会令というものは、大学院をどうするかというような問題が終つたならば、一応これは終止符を打つていい問題じゃないですか。これから引続けます、それは新制大学に或る学部ができるとか、或いは或る学部を統合するとか、そういうような問題は、それは永久にある。そういうもののためにそういう平常的な業務のためにやはり大学設置審

議會というものはずつと設けとかなくちやならんとおつしやるが、これを作つたのは私は新学制の実施に當つて、新制大学というものをどういうふうに組立てて行くかという立場から、あの大学創設早々に備えて私はできたものであつて、もう平常化した後においては、これは廃止されるべきものじやないか、こう考へてゐるのですが、これがなければ、やはりそういうことはできないのでございませう。

○政府委員(稲田清助君) 学校教育法には別に当分の間という字句がございませうし、我々の解釈といたしましては、私立大学を認可いたします場合には、大学設置審議会に諮問いたしますことは、将来ともあるべきものと考へております。これと相違ないとして、従来とも国立大学におきまして、大学設置審議会に相談いたしましたして立てて参りました行き方は、将来とも変りないといふ考へております。

○矢嶋三義君 そうなりますと、私はもう少し突つ込んで伺ひたいのですが、これはアメリカの教育使節団が第一回、第二回と参つて、日本の高等教育機関である大学についていろいろ示唆をしてお帰りになつたようでございますが、その示唆を相待つてもなく、我が国としては我が国の独自の立場でこの大学の設置という問題を十分討議し、誤まりなきを期さなくちやならんということは申すまでもないと思ふのですが、そういう立場から大学を作るとか、或いは学部の増設とか、そういうことは高い見地から立派なおかた／＼に集まつて頂いて、そしてその諮問に應じて態度をきめると

いうことは私は結構だと思ふのです。それであつたならば、平常でありましたならば、私はこの委員の構成も少し考えられる問題じやないかと思ふ。これは新制大学が従来ありました七つの総合大学、それに二百数十校に及ぶところの専門学校、それらをどういうふうに新制大学として組立てるかという問題があつたために、この第二條に言うところの委員の構成はこうなつてゐるのじやないかと思ふ。四十五人のうち三十五人というものは、これは全国の大学の職員となつてゐるわけですが、私は大学の職員を入れることが悪いとは言ひませうけれども、一國の大学をどうするか、学部をどうするかという諮問機關に四十五人のうちに三十五人までが大学の教職員になつてゐる。そして關係官庁の職員五人となつてゐるのですが、この關係官庁の職員が現在どういふかた／＼が入られてゐるかということも参考になりませう。で、そういう委員の構成から言つて、今あなたが申されたような形でそれを続けに行くのは疑問があると思ふ。若しそのうだとすれば、これらの委員の構成といふものに若干の考慮を払ひお考えがあるのかないのか、私はどうもその点はずきりしない点があるのですが、あえてお伺ひするわけでは。

○政府委員(稲田清助君) 委員の構成につきましては、委員にも任期がございませうし、いろいろ運営いたした実績、結果等によりまして、将来適切を期して参るべき性質のものだと考へております。

○矢嶋三義君 後段のことはわかりませうけれども、任期がある云々と申されまうけれども、如何に任期があるうと

も、第二條の第三項によつてちやんと四十五人の構成はきまつてゐるのですから、任期が如何にあるうとも、その四十五人のうちの三十五人は全国の大学職員が占めざるを得ない。だから後段の言葉はわかるけれども、その三十五人を要することはできないと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(稲田清助君) 御質問の意味がわからないのですが、委員のうち各庁關係の委員があることが不適当だと言われる意味でございませうか。それとも教職員があることが不適当と言われるのか、教職員から入つてゐる委員のうちで不適当な人があれば、それは任期の關係があるから適当な人に変えらるゝ私は申上げたのであります。各庁關係から入つてゐる人で不適当な人間があれば、それは任期の關係で適当な人に変えらるゝ私は申上げたのでございませう。

○矢嶋三義君 それじや私の聞き方が悪かつたので十分徹底してゐなかつたのでしようが、この大学設置審議会の答申を求めて、学部の増設とか、或いは大学の統廃合とか、或いは新大学の施設といふようなものの答申を求めてやつてゐるわけでは。それで私はこの大学設置審議会といふものは、いわゆる新学制が充足するに當つて我が國の大学の再編成をやるのに備えて、それが終了すれば一応そこで終止符を打つといふ性格のもので充足して来たものと思ふ。従つて關係者を多く入れる意味において四十五人の委員の中に三十五人といふ数を大学の職員で占めておつた、こういうように私は考へるわけでは。ところがあなた様のさつき答弁では、この大学設置審議会はそういう

暫定的なものでなくて、これからずつと学部の増設のための諮問のために残して行くのだという発言があつた。そうだとすれば、一國の大学の施設とか、学部の増設とか、廃止とかいふものを諮問する、その諮問を最も尊重して大臣はやらなければならん。それでなければ民主的でないわけでは。そういう場合に四十五人のうちに大学の職員が三十五人を占めるといふことは、国家的見地に立つた場合に妥當であるかどうか。私は妥當でないと思ふ。あなたが大学設置審議会といふのは暫定的なものではなくて、このままずつと続けると言うところに私は矛盾を感じます。それをどうお考へになりますかと。

○政府委員(稲田清助君) 御質問の意味はよくわかりました。大学の将来の根本計画をどういふふうに立てるかといふことは、この大学設置審議会に諮問してないのでございませう。大学設置審議会は設立者であります。国立大学につきましては、文部省が計画いたしました学部が果して専門技術的に学部として成り立つかどうかといふその技術的内容につきまして審査しても、専門技術的の關係に立ちます学校教育職員のかたが非常にたくさん入つて審査して頂いておられます。根本方針は、それでは将来どこで相談するかといふ問題になりますけれども、これは恐らく非常に大本である根本方針は、近くできます中央教育審議会とまあ御相談してできると考へておられます。以前国立大学につきまして提案いたしました成り立ちませんでした国立大学管理法におきましては、国立大学の中央

委員会において、国立大学についての総合計画を作る中央委員会を考へたのでありますが、まあこれができなかつたわけでございませう。国立大学につきましては、中央審議会においてそういう根本方針は立てられることだと思つております。

○矢嶋三義君 丁度大臣にお伺ひしようと思つたのですが、行きがかり上、ずつと質問が流れて行くわけですが、それで私、最初大学設置審議会と四月発足しようといふ中央教育審議会との関連はどういふことを承つたわけなのでありますが、さつきあなたの答弁から察すれば、この大学設置審議会といふのは、四月発足する中央教育審議会の一科会になるのではないかと考へてゐる感じがするのですが、それでございませうか。それが一点、それからあなたは先ほど單なる技術的の面についてのみ成り立つか、成り立たなかつたといふこと云々と言つておられますが、併し大学設置審議会は分科会を以て、たしか第九分科会ですか、分科会では、大学の統廃合、そういうものをどういふふうにするかといふ点あたりをもつてゐると思ふのです。これは單なる私は技術的な面とは言へないじやないか、大学關係の予算、延いては國家予算の中におけるところの文教予算の比率とも關係を持つて来るわけでありまして、この大学設置審議会の意向といふものは單なる技術的な面ではなくて、この意見、延いてはこれが大臣に答申されるわけですが、それといふのは、かなり大学行政に關しては、これは根本的なものを持つてゐるのではないかと私は考へますが、従つて又質問の元に帰りますが、中央教育審

個々の国立大学について設置の際に御審議願つたわけでございます。従いまして設置審議会が個々の大学について詳細にその性格を御存じである。従つ

が、一説には、大学は多過ぎるという
ような説もごまいます。併しながら大
学の志願者と入学者との比率を見ます

不安なきを得ないわけでありませう。大
学を生み落したならば、その生み落ち
た大学を立派に教育ができるように先
ず育てて行かなくてはならぬのじやな
いのか」と言及している。私は、

それ以外の三種類の大学などというふうには考えれば決して多いとは言えないのではないか、けれども余りに急いで一県一大学ということをやつたために、それぞれの大学がまだ不十分だということ

に多いのです。ここに掲載されてゐるのは、どういふ内容かというのはあとで具体的に承わりますが、こういう過去の実情から、まあ総括論として承わりたいのは、公立を国立に移管するよ

うな場合にはどういう基準方針で臨んでおられるのかどうか、こういう問題は今後とも統制して来る問題でありますので、基本的な考え方というものを私は承わつて置く必要があると思ひますので承わつておく、それが一点。それからもう一つは、大臣の大学の構想に対する見解は前に承わりました。本日もその発言を再確認したが、はつきりお述べ下さつたようでございますが、日本の学術文化の水準を維持向上して行く立場から申しますと、まあ大学院というものは問題になつて来る。この大学院をどの程度設けるかというところは現在大学設置審議会のほうで検討されているようで、近くこれは結論が出るのではないかと、こう考えておるのでございませうけれども、いろいろまあこの答申に基いて大臣はドクター・コースをどうするか、或いはマスター・コースをどうするかというふうな結論を出されるかと思ひますけれども、これに対する大臣の御見解も私は承わつておきたいと思ひます。その二点であります。

○国務大臣(天野貞祐君) この大学の公立のものを国立に移すというふうな場合には、大学設置審議会にかけて十分にこれを検討してもらつてやつておることです。併し政府の方針としては、できるだけ殖さない、現在ある大学を充実する、こういうことが建前なんです。が併し、今お説のように私も非常に不十分だと思ふ大学があることは事実でございますけれども、これはやはり一旦できたものをそれを格下をするとか、或いはそれをどうするということ、これはできないと思ふのです。だから又できたものはどこま

でも育てて行く、けれども、今後はできるだけ殖さないようにする、そういう方針でございます。それから又大学院については、これは非常に慎重を要すること、若しも大学院というものをむやみに作りましますと、これは修業期限の延長になつて来ると思ふので。そうして学資のない者はもう行けない。学力も何もない、素質のないものが、ただ学資がある故を以て上の大学院に入るということも可能になつて来るから、私はこの大学院というものはできるだけ学問研究というものを主にする人たちに限るようにして、全国的に考えて国立は極く少数にしたいという考えを持っております。

○矢嶋三義君 大臣の答弁で十分なかつた点がございませう、私は局長にお伺ひしたいと思ふのです。それは大学学術局長は、恐らく大学設置審議会の大学設置審議会令の第二條第三項におけるところの關係各府の職員五人のうちの一に入つていますかと思ふのですが、それを先ず確めてから伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 入つております。

○矢嶋三義君 入つておりますね。その立場で伺ひたいと思ひます。公立から国立に移管する場合には、大臣の言葉では大学設置審議会の意向を十分に承わつて云々という御答弁でございませうが、先ほど伺ひました基本的なものを、大学設置審議会の一員として御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 今回移管いたしました茨城大学関係の農学部、又岐阜大学関係の工学部につきまして、大学設置審議会におきまして十分

審査いたしました。国立大学の農学部或いは工学部として十分資格のあるものという答申を得ました上におきまして移管を決定いたしましたのでございませう。

○矢嶋三義君 具体的なものではなくして、私は岐阜とか、或いは茨城が悪いということを言つておられるじやございませう。私は全般的なものをお伺ひしたいわけですが、やはり設置審議会としては一つの方針というのは私は持つておると思ふのです。それを私は承わつておるのです。それでないといふ現在公立が国立になつたのは、貧弱なやつを、今まで困つておるのをどん／＼昇格する、更に次々と公立を国立にしよう運動があるでしようし、そういうものも起つて来ると思ふのです。そういうものを果して全部将来育てて行く責任を文部省が持てるかどうかというのがあるが故に、設置審議会の意向を尊重するならば、設置審議会に責任があると思ふのです。具体的に茨城ということである、どういふ態度を以て臨まれているかというのを總括的に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) それは設置審議会のことじやないのであります。設置者であります文部省の責任でございませう。設置審議会は文部省が諮問いたしましたものが、果して大学の学部として資格があるかどうかということだけを審査いたします。文部省といったしましては、先ほど大臣が答弁されまして、地方におきましても随分要望がございませう。このほかに随分地方では熱心に要望があるわけでは、すけれども、我々といひましては、

現在在既存のものの充実を中心とする時期であるということ、その要望に對しましては、消極な態度を以て臨んでおるような次第でございませう。

○矢嶋三義君 それではちよつと具体的に伺ひたいと思ひますが、まあ慎重に検討されると申しますのでお伺ひするわけですが、我が国の大学の学部を見ますと、理工系学部が四十三学部で一番多いようでございませう。科学教育の振興ということ、そうして科学時代に処して行くという立場から私は御尤もかと考えるのであります。それに於いて法文系学部が四十学部、農学部が二十九、となつておるわけですが、それから非常に特異的なものとして、家政学部あたりが僅かに二学部で非常に少ないという点は私は疑問を持つておるわけではございませう、文部省なり、或いは大学設置審議会としては、我が国の将来の、まあ職業大学あたりについては産業構造というものは構想に置かれて、学部の新設とか、或いは統廃合というものを考えられるだらうと思ふのですが、そういうような立場から我が国においては大学のどういふ学部がまだ少い、或いは少し過分であるというふうな見解を持たれておられるかどうか。これは何も大学を作るに当つては、国民の大学でありまして、地方からの熱心な要望があるから云々とかいうもので動かされるべきものでないかと思ひます。従つて私はそういう点の御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 我が国の産業構造と、この養成関係に立ちまします学部の構造と、これを一致せしめると

いうことは常に養成計画におきましては問題となつておることではございませう。このうち例えば教員養成につきましては、比較的事柄は簡単でございませう。或いは医者であるとか、或いは水産或いは商船、そうした特殊の問題につきましては、比較的計画養成が行つておると思ひます。一番問題なのは工学関係でございませう。これにつきましても、工学関係について、例えば昨年も実業関係と一緒に工学についての研究集会を持ちましたし、或いは工業教育の研究部会等で始終このことは問題になるのでございませうけれども、何と申しましても、今日我が国の工業自体のその将来の見通しと申しますか、産業界の将来の帰趨というものがはつきりいたしません。殊に何と申しますか、大企業を中心として見るか、中小企業を中心として見るかというふうな点につきましても、なか／＼これはむずかしい問題である。こういうふうな点で、この点につきましても、まだつきりとした養成計画の見通しが立ちにくいのでございませう。お話非常に御尤もでございませう、我々としても問題にはいたしておるのでございませうけれども、なか／＼そういう点については考えが至りにくいのでございませう。ただ從來ない部面について力をいたそうというふうな点からいたしまして、例えば今回につきましても、例えば夜間の短期大学におきまして、例えば印刷工業とか、写真工業あたりが弱体であるというところで、千葉の大学の夜間短期大学に印刷工業と写真工業を入れたというふうなのは、その一端であると思ひますが、十分計画的には行つてないのでございませう。それから農業に

つきましては、これは或る意味におきましては、農業は非常に地域性が強いので、或る意味においては各県々々すべておかなければならぬという論も立ち得る。又各県々々で非常に農業については地元の要望が強いものであるから、県立から、或いは又それを移管する農学部が非常に多いのでございませうけれども、これは現状ほど私どもは農学部が多くなる必要はないと思つて、これ以上殖す必要はないし、或いは現状も少し多いのじやないかと思つておるくらいでございませう。それから法案関係は、これは全体から申し上げますれば、国立学校は、大体あれは全体が四万八千の一年生定員のうち二万二千が教員養成で、その中で一万五千が理工系、一万が法系でございませうから、それくらい国立学校で法系を維持することとは全体として私どもは多過ぎると思つていない。大体そんなような漠然とした計画でございませうが……。

○矢嶋三義君 次へ話を転換いたします。これは教員養成の問題になるわけでございます。この法案の中にこれに関連する部分が出て参りますので、これはいつも問題になることかと思ひますが、私は基本的なものを承わりたいと思つてあります。それはこのあとでまあ具体的に又話を申し上げますが、何故私はいくつかを申し上げるかと思ひますと、教員養成を目的としない大学に附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園を置くようになつておるところに、私は質問せざるを得ない立場に追込まれたわけでございます。勿論我が国の大学における教員の養成というものは、学藝大学という単科の大学もありまして、又総合大学

の中の教育学部で養成することもありますが、又総合大学の中で教職課程をとることによつて教員となるという道もまああるわけでございます。まあいろいろあるわけでございますが、或る特定の総合大学、そこは教育学部でもなければ、学藝学部でもないというふうなところ、どうして附属を置かなければならぬか、こういうふうなことは考えるわけなんです。お伺ひたいのは、同じ四年制の大学で、学藝大学を出た人は小学校、中学校の教員、それからまあ具体的に置きなればなりませんが、例えば教育大学というふうなやうな四年制の大学、ここはやはり教員養成を目的としてすべての講義編成をやつておるようでございますが、そこを出た先生は主として高等学校の教員、こういうふうになつておることは、教員養成の国家的な方針としていいかどうかですね。更に具体的に承わりたいことは、そういう具体的に申しますと、教育大学、そういうところに入るところの生徒の質でですね、そういうものと、学藝大学という四年課程に入る生徒の質とはどういふような差があるのか。更に学藝大学に学んでおる生徒の出身地域、それから教育大学みたいな大学に学ぶ学生の出身地域の分布というものは相違があるのかどうか。質は、これはまあ智能検査のほうで評価する以外にないと思ひますが、そういう教員養成の大学の組織の一連のものについて、具体的に審議に入る前に伺つておきたいと思ひます。これは私は大臣から答弁願ひたいと思つたのですが、あとの数字的なものは別として、前半の分については……。

○国務大臣(天野貞祐君) 要するに、この学藝大学といつたのは、元々あれは、計画的に地方の義務教育の教員を養成するということがその趣意になつておつたわけですね、教育大学といふものは、これは人が全国的に集まつて来ますから、そこにおのづからそういう違いが出て来るんだと私は思つております。それから分布的に言へば、学藝大学は地方にあるし、教育大学は全国的に集まつて来ています。そういうところの違いがある。けれども、今矢嶋さんの言われた点も確かに考へべきものを持つておると私も思ひます。同じ四年を出ておるが、片方は義務教育、片方は高等学校といふのは、そこに又考へべきものがあるんじゃないかと私も思ひます。ですからよくそういう点は研究して見たいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) これは国立大学といつたしましては、教育大学に一つの例があるわけでございます。これは教育大学の農学部という学部がございまして、これは元は農業教育専門学校といふのがありました。教育大学は名前それ自身が示すやうに非常に全体的に教育的な色彩のある学校でございまして、これは一つに特別に附属がある、これは一つの例外でございませう。これだけでございませう。

○相馬助治君 国立学校設置法の一部を改正する法律案といふのは当然ながらなくてはならない。このいわゆる実施細目的なことを規定する法律案ですか、このものそれには私は別段の意見を持つていないのです。ただこういう一部を改正する法律案が提案されたその基礎をなしておる問題として私二点

伺つておきたいのです。第一点は、広汎に国の大学といふもののあり方を基本的に文部大臣はどこに諮問して十分研究されておるのでありまして、又文部省自身として、いわゆる政府自身としてと言つたほうがいいかも知れませんが、考へていられると思うのです。そういうコンクリートされた案がまだあるとは思つておりませんが、それについてはどういふ方向をとられておいでになるかという点が第一点です。それから第二点は、今矢嶋君が触れられた教員養成の問題です。これは私も非常に不思議に思ひ、且つ困つたことであると思つておる点がございませう。それは地方に学藝大学が設けられて、この学藝大学に生徒が集まつて来る。その中には当然教員にならうという考へがなく、併し地域的な関係で止むを得ずこれに入る、いわゆる一般教養課程としてこの大学を学び、資格をとつて別な方面に進んで行く、こういう人々もあるわけなんです。これは教育といふ面から眺めて来れば、教師といふよりも広い一般的な教養に立ち、大学教育を受けた者が小学校にも幼稚園にも配属されて教育に当ることが正しいんだという意見がございませうが、私はこの意見を否定はいたしません、教育といふものはやはり依然として技術です、教えるという、文化財を次のものに、より成熟者がより未成熟者に与えるという、与えるというところは依然として技術でございませう。従つて文化財を豊富に持つておるものが直ちにより未成熟者に豊富な文化財を与え得るといふ前提が立たないことは、これは大臣もよく御案内の通りでございませう。従ひまして、

どうしても今の学藝大学のあり方等を見ますと、集まつて来る生徒の基本的な物の考へ方、それから教育実習に対しての演習の不足、こういうものからいたしまして、私は教員養成という面から見まして、今の学藝大学或いは教育大学等のあり方に基本的な疑念を今日持つておるわけです。ただ問題は教員養成のための曾つての師範学校のようなものを文部省は考へておる、そしてこの封建的なところに教育を押し込むんであるという、いわば全く公式的な議論がいよいよ進歩的であるという連中、或いは進歩的であるという政党から言われておりますが、これは理窟としては正しいが、私は文部省が教員養成のための特殊の構想に基く学校といふもの、それからその課程、教科課程といふものを考へて来るということは、文部省の置かれてゐる位置からいたしまして、当然の責務であらうという点から、そういうものについても文部省の善処を期待して、私は公式的な議論を振返して、文部省は又封建的なものに逆戻りするのだというやうな議論には賛成してはいないわけなんです。従ひまして広汎な大学といふ問題と、教員養成のための学校といふものとのつて何か基本的にお考へがあつたならば承わりたいのであります。又固まつた案がなければ、それについてはどういふ方向で今考究中であるというやうな点についてでも結構でございませうので、この際文部大臣から明らかにされたいと、こう存するのであります。

○国務大臣(天野貞祐君) この大学も今のままでいいかという、矢嶋委員からも御指摘のように非常に不十分な

点もある。又大学院というものについても二年やれば修士、又その上三年やれば博士だというようにも、果してこのままでいいものかどうかというように、まだ日本の教育というのは六三三四ということが、もうこれは動かしちゃいけないけれども、その内容等に関してはまだ研究する余地があるのではないかと、研究して今の通りでいいというなら、それで結構なことである。そういう意味で、私は中央教育審議会というものを今度設けて、いざ提案して御審議を頂きたいと思いますが、そこに権威者を集めてそこで一つ研究をしよう、こういう考えを持つてゐるのです。方針は……それから第二の点について、今教育者を養成する機関のことなんです、これは元教育刷新委員会という、元は委員会と言つたのですが、あつて、終戦後で私のもその一員としてこの問題を非常に論議をしたわけでございます。当時の一方の議論は、教員のために特別なそういう大学などを作るのはよくない。その一例は陸海軍の学校のようなふうな、同種の人ばかりを集めて教育するということがよくない、もつといろいろな人がいるほうがいいのだ、こういう論が一方に非常に強い。だから普通の大学でいい。大学を出たものを一年なり特別に技術的なことを教えて、そうしてやればそれが一番いいので、特殊の学校はよくないのだ。こういう論があると同時に、他方は、今相馬さんの御議論もそのほうかと思うのであります、教育というものは一つの技術なんだ、そういう技術を学ぶためには、どうしても特別の大学が必要である、又初めから教育者にならうという

ような考えを抱いてゐる者でなくちゃいけないから、これは是非普通の大学じゃない教員養成の大学が必要なんだ。殊に有力な理由は、教員というものは計画的に或る数を作り出さなければならぬ、ただ漫然たる、大学で志願者だけ待つというのではいけないという、こういう論が教育刷新委員会で非常に聞かれたのであります。その折衷案がこの学藝大学というもののなんです。学藝大学はそういう意味からして、一方からいうと教員養成を主にすればいいけれども、必ずしも教員になる者ばかりでなくていい、教員にならなくても入つておつていい。そしてほかの種類の人間が入つてゐるということが若い者にとつて非常にいいことなんだ。そういう考えから、本来は学藝大学は教育者だけではない、ほかの者も入るといふ趣意で、これは作られたものなんです、けれども、後になつて学藝大学と言へば、すべて教育者養成のような機関になつて来てゐるのです、本来の趣意はそういうものですが、今相馬さんの言われたようなことは学藝大学設置の趣意には反しないといふことなんです。そこで依然として残されてゐる問題は教育者を養成するのには、そういう教育の技術という一般的な学問をやつたほうがいいかと、ここに問題が残されてゐるわけです。相馬さんは教育は技術だと、確かにそうに違ひないけれども、同じ技術でもほかの技術とは私ははほど違ひがあると思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり)自分が教育を受けて来たし、又自分の子供なり、誰なりを教育してゐるのですから、そこに一般人間のものを持

つております教育というものは、だから歯の技術だとか、或いは建築だとか、或いは外科とか、そういう技術とはよほど違つたものをこの教育というものは持つてゐるということも認めなければならぬと思ひます。そこで非常に議論がむずかしくなつて来るわけなんです、私自身はやはり教育者の、ただ教育者ばかりの中で育てることとが果していいかということに自分が疑問を実は抱いておりましたが、現状はこういう学藝大学ということになつておりますから、この線で行きたい、けれども学藝大学の学生などをもでるなら他の学生とも接触させて、教育者の視野を広くするということも必要ではないか、そういうような考えを抱いておりました。

○相馬助治君 それに関連して……教員養成の問題について文部大臣の御所見はよく拜聴して私もよくわかりました。ただ私が申したことで、教育は技術であるといふことは非常に重要におとりになつたようですが、基本的な問題としては、私はその辺に議論の焦点を置いたわけではないのですが、ただ私は小学校の教員、それから中学校の教員、女学校の教員、師範学校の教員等をやつて見て、その結果から、いつでも考へてゐることの一つに、今大臣がおつしやつたように、すべての教員はみづから教育を受けて来た、だから教育というものは技術は医者などの技術とは違ふといふことは議論としてはその通りなんではございませんが、私もやはり子供の時代を経た来ましたが、然らばみんな児童心理を知つてゐるかと言へば、誠に以て我々は児童心理というものは知らない。

いつか我々が歩んで来た我々の道を忘れて子供を引ずり廻してゐるのは親の非難だと思ひます。そこでどうしても私は義務教育であるところの小学校教育というものは、非常に私はやはり教育は技術であるといふ極めて退歩的な、封建的だと言われるかも知れんけれども、私は具体的な問題を知つておりますが故に考へてゐるわけですから、併しこれに對しても大臣の答弁は一般的なものである、それに当然触れておるようでございますから、よく了承して善処をお願いしたいと思ひます。ただ一点これに附加して是非お聞きしておきたいことは、教員養成の実際の問題といたしまして、曾つてやつた検定制度を復活する御意思はございせんか。即ち昔は準教員といふものを府県でやりましたのですが、その上に御承知のように中等学校、高等学校、師範学校教員検定制度といふのがあり、その上に高等学校の教員検定制度といふものがあつたわけですが、これが非常に当時は学校の教員に対して一つの勇氣と、それから進むべき一つの光を与へたと同時に、又教員養成という面から、国家が多くの財政を必要とせずして教員を養成するといふ意味から効果があつたと思ひます。これらの点について今日考へてゐる点がございませうかどうですか、この点にだけ触れて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は先ほど教育の技術といふことについて、小学校は確かに相馬さんの言われる通り非常に技術を要すると思ひます。ただこれらの点については、もつと相馬さんと私は立入つた論をしてまいり

ります。或いは運輸大臣は、運輸省の立場から当初神戸の商船大学は適当でないという結論を持つておられたといふことも承わつております。ところが或る段階においては、金がなければ近代美術館を作るところの一億円という予算があるから、その一億円を廻して作つたらいよいよやないかという意向が或る方面から強力に叫ばれたといふことも私は間接的に承わつております。そして当初文部省と事務局としてはその必要性を認めていなかったのに、最終的には、最終的にと言つては語弊がありますが、最近ではその前言を翻えておるといふようなことを聞いております。これは一つの例であります。一般に大学の施設とか、学部の増設というものが余りにも政治的に動かされておる傾向があるのじやないか、それは国家百年の立場から立つた場合は、これは教育文化の振興といふことは知らなければなりません。が、国家百年の立場から考えた場合には、よほど私は厳戒を要すべき問題じやないか、そこで私は愚問のようでございますけれども、実は或る意味においては私は大臣の勇気を振り起して頂く立場から、私はあえてお伺いするわけでございますが、そういうような政治的な力に動かされておるといふようなことについて反省が持たれておるかどうかといふことが一点と、第二点は、総括質問として、文部省関係の附置研究所というものは五十二ですか、多数あつて、研究所を持つておる点としましては、行政官庁のうちで最も多いと思ふのであります。その文部省関係の附置研究所の新設或いは設備が不十分だ。他の省に比べて一段と見劣りがす

るということとは自他共に認めておるところであります。この研究所の数も多いのでございますが、この研究所のこういう機関を大臣はどういうふうにお考えになつていらつしやるか、具体的に申すならば、数を多くしようとしておるか、減らそうとしておるか、更にこの充実について、懸命の努力をしようとするところの意思を持たれておるかどうかといふことを一般的に承わりたいわけですが、この中に、今東京大学の立地自然科学研究所の廃止といふような、具体的に出ておりますが、具体的な問題については各條のときにお伺いしますが、これは廃止が提案されておりますが、これは三月二十四日の毎日新聞には、行政管理局から文部省に対して、例えば戦後発足したところの社会科学研究所、こういうものも廃止して欲しいといふような通達があつた。これに對しまして、毎日新聞では、大学事務局長から、軽卒な意見だといふような意見を表明されておるようでございますが、こういうこともございまして、大臣のこれに對する基本的な見解を承わりたいと思ひます。この二点だけ承わつて、一応私の総括質問を終りたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 第一の点につきましても、私は自由党内閣におるのですから、自由党がこれを必要だとしてきめたことなら、自分はそれを承認するのが当然だけれども、これはどうしても国のために悪いのだ、こういうことになれば私は決して承認しません。或いは学部の増設等について、自分がこれがいゝのだ、今すぐどうということでもなくともいいのだといふ考えがなければ、決してどこでどう言つても私は承認いたしません。第二の点につきましても、研究所といふものは非常に必要である。これはもう実に必要なもので、私は元來自分の個人的な意見を述べるなら、大きい大学などはむしろ研究所のような形をとるべきものである。そうでない日本はの学問研究といふものは進まない。この研究所の必要といふことは非常に私は感じておつて、できるだけ研究所に力を注ぎたいと、今でも思つております。けれども、そういうことが全部の研究所がそのままでよいのか、例えば立地自然科学研究所といふようなものを今度廃止しても、それは研究所を廃止するといふ意味じやなくして、脇と統合したほうが研究が有利だ、こういう意味であつて、研究所の重要性といふものは、これは非常に私は考へておるものでございます。

○木村守江君 先ほど相馬君の質問に關連して、現在の小中学校の教職員といふのは、大体において相馬君さつき言われたように、本當にその兒童の心理もわからないような先生が大半を占めておるのが事実です。これはいゝわゆるまあ……(それは問題じやない。今日の本論じやないから、そういうことは一番簡単にするものだ)といふ者あり)そういうことが出ないのが非常に多いのです。そういう点から考へて見ても……(兒童心理学、何のために勉強しているのだ)と呼ぶ者あり)そのいゝゆる教育の成果を挙げるために、やはり相馬君の言つたように、そういうことで、何か資格のないような人も検定制度によつて教職に安心できるようにうな恰好を作つてやつて、そうし

て教育の成果を挙げるようにしたほうが一番いいと思ふのです。現在の学藝大学ですね、あれと教育大学では、現在の教職員の要求する数の、これは極めて小部分にしか当たらないといふのが実情でないかと考へますので、そういう点御考慮をお願いしたいと思つています。

○相馬助治君 議事進行について……この本法の一般総括質問の時間は非常に少い。今までやつた時間では少いのですが、この設置法に關連して教育全般に亘る総括質問を一々擧げて行くとするならば、これは大変な時間を必要とする。それから又今度は逆にこの本法を簡便について一々審議する場合にも、當然この法律案の性質から一般総括質問に類するものを附加して行かなければならない。そこで委員長において、一旦これで総括質問を打切つて逐條審議に入つて、但し、了解事項として、この逐條に關連して一般総括質問的なものも発言も許すといふこととして議事進行をせられたならば如何かと思ひますので、一つ……

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢嶋三義君 相馬君の意向も一応わかりますがね。ここには緑風会のかたもおられんし、社会党第二も第四もおられないしですね。いやしくもこれだけの法案が出たらどの会派だつて総括質問は一応必要があると思ふのです。それは確かに教育全般的にやつて行けば、拵がつて行けば時間がかかると思ひます。例えば検定問題までも出て来て、今の小学校の教員の批判まで出て来るように拵がつて行けば、それは際限ないと思ひますが、まあ一応緑風会、それから社会第二、第四控室が

おられないのだから、一応おられるところ、そういうことを又きめて頂きたいと思ひます。で、一応午後も從つて私は再開されるならば、総括質問をすることにしておいて、総括質問をやるといふことにしておいて、それからその次の段階へ進めて行きたい。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め……それでは一時半から再開することにして、これで休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時五十七分開會

○委員長(梅原眞隆君) 委員会を再開いたします。

○高田なほ子君 附則の第二項の問題をちよつとお尋ねをいたします。この改正の第六点の中で、改正後の定員は国立学校を通じて六万九百六十一名となつておつて、前年度当初より千六百三十九名の減少となつておる、こういうのであります。この千六百三十九名はどういうこれは内容で減員になつて来るのですか、その内容を先ず承わりたい。

○政府委員(稻田清助君) 二十六年度の定員が六万二千六百人でございまして、それから昨年の行政整理の減員が千九百六十九名でございます。二十七年年度の予算編成に際します増が三百三十人でございまして、従ひまして差引きの減員が千六百三十九名でありまして、従ひまして二十七年年度の新しい定員は六万九百六十一人となります。只今二十七年年度の予算編成に際して三百三十人の増となると申し上げましたの

を、更に内訳を申し上げますと、予算編成に際して新規に殖えする分が五百四十二人でありまして、これに對しまして予算編成に際して、学校の廃止等によりまして減員になりますものが二百十二人、差引き三百三十人の増となつたのでございます。

○高田なほ子君 そういたしますると、この千六百三十九名減員になるわけでありまして、この附則の二項によりますと「職員の身分を失うものとする」というわけでありまして、そうすると、こんなたくさんさんの職員の身分が失われるということになりますと、これは大変自分の生存権を脅やかされるということに結果としてはなつて来るのでありますけれども、これに對する当局としての対策並びに処置、そういうことについて少し詳しく述べて頂きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 只今申し上げましたように、この千六百三十九人の減員の中には行政整理の分が入つておりますので、この附則の適用によりまして分は機關の廃止による分ばかりでありますので、これは百九十二名の減員の分ばかりであつて極く僅かでございます。それらにつきましては、もう当初よりこれらの学校の廃止が予定せられておりましたので、もうすでに各学校におきまして、職員の転換につきまして十分配慮いたしまして、他の学校その他にもうすでに配置を行なつておりました、現在といたしましては、二名まだ話の付かないようなことがあるようにも聞いておりますけれども、これらもう話が付きそうでございますまして、恐らく本年度中にはすべて他に転換の話が付く見込みが十分あるわけでございます。

○高田なほ子君 大部分の先生がたの身分が保障されるということでございますが、丁度この前に国立学校設置法が制定されましたときも、丁度同じような、この附則で職員の身分を失われると危惧される教員がかなり多く出たのであります。このときも当局もその身分の保障についてその機構の中で円滑に処理するといふことがまあ約束されたのであります。結果としては幾らか犠牲者が出たように私どもは情報として聞いておるのであります。そういうようなこの前の場合と今度の場合はやはり同じようなことになりませんが、今度の場合はこの前にあつたような犠牲者がなくとも済むのかどうかというところだけ最後一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 昨年は五千人のうち四名ばかり残つたのでございまして。本年は全くなくて済む見込みでございます。

○高田なほ子君 次に伺ひたいと思いますが、三百三十名だけにとにかく予算的に増になる、実際においては五百五十二名が増になるわけですが、この増した場合にいろいろと新旧大学の差、そういうものはあつてならないのですけれども、やはりそういうところではさかかこの職員或いは先生がたの配分ですか、そういう問題が起つて来そうなのがするのではありませんか、そういう点についてはどういふ措置をおとりになつて公正に配分をせられますのか、そこを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) この増加につきましては、それ／＼理由がございまして、或いは学年進行のあります大学とか、県立学校を合併いたしまする学部であるとか、或いは夜間短期大学を新設いたしまする学部とか、それだけの理由がありまする部分に増加いたしますので、その部分に増加いたすわけでございますから、そこに配分いたす次第でございます。

○高田なほ子君 いろいろと事情を承りますれば、相当に各学校とも教員の定員も少い、実員も又少いといふことになりまして、これだけの非常に少い増でございますから、分取競争といふことでないにしても、勢力のある学校が極めて有利な方向に廻つて行くといふようなことも又なきにしもあらずでございますが、そういうふうなことは今まで少しは聞いておるのでございまして、こういうことについて当局としては十分に御注意になられておると思ひます。では何かと心配はないでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 先ほどお答え申し上げましたように、非常に特殊な事情のありまする学部にも増員いたすわけでありまして、特別の勢力関係とか、その他の情実と言つたような点においては増減は決していたさないこととでございます。

○高田なほ子君 それからもう一つ伺ひたいのですが、この第三條の問題であります。国立短期大学でございます。今度のはあつた北海道と福島と千葉がそれに当るわけでありまして、これを加えますと、今全国で幾つになるわけでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 昨年四つの短期大学が創設されました、合計七つになるわけでございます。

○高田なほ子君 今青年たちが向学心に燃えておるわけですが、七つの大学で、その希望者数に今満ちておるのかどうか、これを先ず伺ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 我々といひましては、この夜間短期大学は勤労青年の就学のために機会均等というやうな精神を以て、もつと全国的に拡張いたしたい氣持を持つております。併しなから新制大学がまだこの畫間の学部の施設の点から申しまして、又教員組織の点から見ても、いずれもまだ夜間短期大学を創設いたしますだけの余力を持つておりますものが比較的少いのが大変遺憾な状況でございます。それで昨年及び本年、この夜間短期大学を設置いたしましたものは、比較的従来専門学校等と有力な学部を基礎といたしました新設学部は夜間短期大学を設置いたしましたような次第でございます。将来だ／＼その畫間学部を充実することによりまして、成るべく速かにこの夜間短期大学を全国的に充実して参りたいつもりでございます。

○高田なほ子君 私もその方針については誠に全幅的に希望するのでございまして、そうすると、この北海道、福島千葉というこの三つの大学は、先ず教員組織においても比較的あらゆる問題についても余力があるといふ、一定の基準といふはつきりしたものはないにしても、大体そういう収容し得る余力があるものと見て、この三つの大学を挙げられたのでしようか。又それについて基準といつたようなものがあれば、それも参考のために承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 非常に的確な基準はないのでありますけれども、いずれも旧専門学校として有力な専門学校の転換いたしました学部でございます。また、又地元におきまして、相当設備におきまして寄附がありまする学部でありましたので、比較的容易に夜間短期大学が創設せられた次第でございます。

年度において許可する新設大学の、やはり国立、公立、私立の別による資料、これを一つと、それからもう一つ頂きたいのは、短期の単科大学でございませうが、今度新設されるのと併せて七つ、その科目、それから定員、それからまあ昨年度で支障ございませうが、志望者、その三つですね。それと夜間の短期大学を設立するに伴うところの予算増、即ちどの程度予算が計上されれば教育ができるのか、その予算面、それからこれに付随してでありませうが、これは短期大学に限りませうが、大学を新設する場合には、設置審議会のほうからいろいろの條件が付き、地方公共団体と政府側とで紳士協約をしたところの設備並びに施設の問題があると思うのですが、それが現在のところの進捗しているか、その資料、これは短期に限らず、大学全般について頂きたいと思ひます。以上の資料を要求いたします。

○政府委員(稲田清助君) 今御要求の資料のうち、入学者でございませうが、まだ第一次試験すら未発表の学校が非常に多いのでございませう。この資料は四月の中頃でないとお目にかけることに行かんかと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 昨年のいいです。

○政府委員(稲田清助君) 昨年ではよくございませう。

○委員(梅原隆吉君) それでは逐條的に質疑を願ひます。第一、第三條及び第三條の二の表について質疑を願ひます。

○矢嶋三義君 ここに国立短期大学が三つ新設されるわけでございますが、この新設に伴つて要するところの予算

です、並びに先ほど地元の設備並びに寄附とかいうような発言が局長からあつたようですが、それに対する答弁をお願いいたします。

○政府委員(稲田清助君) ちよつと予算を取寄せますから……。

○高田なほ子君 ちよつとその間に……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

のも私は持つておられるように思ふのですが、若しそういうふうなあらましの計画というものであれば知らして頂きたいのですが、若し知らないで、折角漸増して勤労青年の切なる向学心というものを満たしてやることのできないということになれば、これは非常に惜しむべきことだと思ふのでございませう。あらましの計画でよろしうございませうから、その点をいささか説明をして頂きたいと思ふのでございませう。

○政府委員(稲田清助君) 昨年は名古屋、京都、福岡、長崎に置きましてわけ、本年は北のほうの小樽、福島、千葉というふうにおよそ地区的に考えますと共に、工業と経済という按配を以て考えたわけでございます。

○高田なほ子君 南北というふうな地区的なお考えをされておるようでありませうが、そうすると、この次には大体どこというふうにお目安といつたようなものをお立てになつておるのでございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 一応私もとしては、これは予算が成立いたしましたので、これは予算が成立いたしましたので、静岡、広島あたりを考えておつたのでございませう。

○高田なほ子君 予算があれば静岡、広島というところも今年中にはしたいというふうな御希望があつたわけでございます。

○政府委員(稲田清助君) さようでございます。

○高田なほ子君 そうすると、やはり来年度もその次にはというふうな、ずつと地区的に希望者の概数を當つて見て計画を立てておかれたほうが予算も

とりいいのじやないでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 大体昨年、今年、計画を立てて参りまして、年次的に立つて参つたのでございませうが、更に又明年度もそれを延長いたしまして考えて行きたいと思つております。

○矢嶋三義君 それではそれは資料が来るまで待つとして、その間にお伺いいたしたいのは、晝間の国立大学の学生一人当りの必要な金額ですね、それから夜間短期大学生に図書館から出す一人当りの金額、どうなつておりますか。

○政府委員(稲田清助君) 一人当りの学生に対する金額というのは非常にとりにくいのでございませう。国立大学が二百五億でございまして、それを一人当りの金額に割付けたという方法もございませうけれども、国立大学のうちに

は病院の経費もございませうし、又學術研究の経費もございませうので、そのうした経費を差引いて考えますと、おおよそ私どもは九万円くらいな費用と考へておるわけでございます。

夜間につきまして、別に学生に関する費用が特に軽減されるということもございませう。むしろ照明その他の費用は余計かかるというふうなことに考へられます。

○矢嶋三義君 この短期大学というのは、局長の言葉によると、比較的充実した大学を建設するということになれば、兼任教授或いは兼任講師という形も私にはあるのじやないかと思ふのでございませう。そうなりますと、例えば晝間の工学と、夜間の工学と同じ條件から比べた場合に、所要経費というものは変つて来るのじやないですか。

○政府委員(稲田清助君) まあその人件費をそう見ればその通りでございませう。

○矢嶋三義君 而も人件費というのは大きいでしょうから、建物だつて晝間の建物や施設、設備を利用してやつてゐるわけでしょう。だからそういう角度から計算すれば、夜間の勤労青年を対象としたところの短期大学は一人当りの程度の国費でできるというものは、晝間と相当違つた数字が出て来るのじやないですか。

○政府委員(稲田清助君) これは完成年度にならないうちからわらないのですけれども、人件費を非常に大きく差引いて考えたとすれば、まあ差額一、二万くらい安く見積ることはできやしないかと思つております。

○矢嶋三義君 逐條審議に入つてゐるのですが、ちよつとお伺ひしますが、概要説明にあるこの今後残る学校ですね。その中の第三のところ、第一水産講習所とか、海務学院とか出てゐるのですが、これは将来どうなるのか、参考までに聞いとおきたいのですが。

○政府委員(稲田清助君) これは非常に特殊なもので、海務学院のほうは御承知のように一種の専攻科みたいな性質のものでございませう。これはこのまま残します。それから第一水産講習所もそのまゝ一種の各種学校みたいなもので残すつもりでございます。

○矢嶋三義君 海務学院と商船大学の大学院との関連性はどうかです。

○政府委員(稲田清助君) 新製の商船大学に大学院がございませうれば、これはなくなることにございませうと思ひます。それまでこれは存続すると思ひます。

先ほどの夜間短期大学の予算でござい
ますが、小樽の短期大学が二百三万
二千四百円でございす。それから福
島短期大学が百六十二万九千六百円
でございす。千葉の短期大学が百七十
四万六千二百円、全部を合計いたしま
すと、五百四万八千二百円。勿論これ
は当初年度だけでございす。それか
ら地元でございす。小樽に
つきましては当初年度において千五百
万円、それから福島短期大学におきま
しては約五百万円、千葉につきまして
は地元の寄附はございせん。そうい
う状況でございす。

○矢嶋三義君 経費について先ほ
ど当初年度においてという言葉があつ
たのですが、それでは三年の完成年度
においては、この三倍があらば百八十
人乃至二百四十人の夜間大学生の教育
ができる、こういうわけなんですか。
ね。

○政府委員(稲田清助君) 約三倍足ら
ずと思ひます。
○矢嶋三義君 それじゃ、次に寄附の
件でございすが、これについても当
初年度とありましたが、これは何万年
計画で幾らの寄附とあることがあ
るかどうか、それが一点、小樽に千五
百万円あつて千葉は零というのは如何
なる事情の下に基くものか。

○政府委員(稲田清助君) この寄附
は、これがなければ設置審議会に合格
しないという条件のものではないので、
これは好意的なものでござい
ます。それで差当りはこのだけの話が
まとまつておられます。これから先更に
好意的に寄附されるかどうかは未定で
ございす。

○矢嶋三義君 小樽の千五百万円とい

うのは設置の条件となつておるのだす
ね。

○政府委員(稲田清助君) 条件じやこ
ございせん。これがなくてもできるの
でございす。

○委員長(梅原眞隆君) 第四條の表
中について質疑を願ひます。

○矢嶋三義君 第四條の東北大学の附
属研究所について二研究所を統合して
ありますが、結合することによつて経
費はどのくらい浮くのか、又結合した
らより以上効果があるのか、更には大
学当局との了承の上でやつてゐるの
か、そういう点を承わりたいと思ひま
す。

○政府委員(稲田清助君) 別に経費を
浮かせる目的でございせんし、別に
経費は削減にならないのでございま
す。勿論これは大学自体の計画に基
ておられます。統合いたしました理由
は、よりよき研究の成果を挙げるこ
とを目的としたておられます。もと
この二研究所は共に非水溶液化学に
関係いたしておりますので、従来も相
関通いたしまして研究いたしてありま
したものを、より連繫を密にいたす意
味におきまして統合いたした次第で
ございす。

○矢嶋三義君 研究所の問題がここに
出ておりますので、研究成果を挙げる
については、やはり研究所勤務者につ
いては重大な問題だと思ひますので、
ここでどう伺ひたいと思ひますが、そ
れは大学管理法が上程された当時、現
在の研究所の所長並びに教授といふ
ものの、大学の運営の枢機には与つて
いない、その点非常に困る。ところが
先国会で提案された大学管理法では、
評議院に附置研究所の所長といふの
は入るよう

になつておる、そういう意味において
是非とも管理法を成立さしてほしいと
いうことは、当時附置研究所の所長代
表のかたの公述にもあつたと私は記憶
しておるのですが、その大学管理法が
国会を通過しないで流れた、そうなり
ますという、いわゆる大学の管理機
関といふものが、これはどういう形
で運営されておるのか、当時の公述に
よるといふと、研究所の所長といふの
はどうしても予算の分配その他もある
し、大学のあの案の中にあつた評議員
の中に入らなくちやいかんということ
が強く叫ばれておつたのでございま
す、そういう関係はどうなつておるか
承わりたい。

○政府委員(稲田清助君) 大学により
まして、研究所の所長の多数入つてお
りますところと、又小さい研究所が非
常に多いところは殆んど入つていない
ところと、いろいろあるわけございま
すが、大学管理法があらして成立し
て至らない今日といたしましては、各
大学は大体大学管理法の趣旨をとり
まして運営するに至つておるような
状態でございす。

○矢嶋三義君 第二には、先ほど研究
所が非常に重要だといふことを申され
ております。従つてよく言われること
の学問の自由ですね。そういう立場
から言ひましても、私は研究所の代表
者が大学の評議会に入るといふような
ことは是非とも大事なことである。そ
こであらう大学管理法が流れた以上
は、文部省としては各大学に任して
置かないで、何とか強力なる指導をや
るべきだと思ひますが、そういう動
きがあるのですか。

○政府委員(稲田清助君) やはり法律

が出れば勿論その法律の結果あつた
管理法則が成立しますけれども、法律
がない場合におきましては、これは大
学の自治運営の面でありまして、文
部省といたしまして強力に指示するわ
けには行かんと思つております。併し
先ほど申し上げましたように、各大学
といたしましては、国立大学管理法とい
うものが一つの上るべき基準として今
自然考えられております。大体あつた
線に則つて運営せられております。

我々といひましても、まああつた
線に則つて運営せられるのが賢明な方
針であらうといふことは、いろいろな
機会におきまして大学ともお話をい
たしてあります。

○矢嶋三義君 次の質問は、大臣に出
席願つて聞きたかつたのですが、大臣
が来ておられないので、局長に代つて
答弁して頂きたいと思ひますが、や
はりここで質問しなければならぬ私
は重大な問題だと考えるのでありま
す。と申しますのは、先般大学の自治
と自由という問題に關して東大の矢内
原学長に公述人としておいて願つた。
〔問題外だ〕と呼ぶ者あり問題内だ。
そのときに学長は、学問の自由と独立
を堅持して行くためには、二つの条件
がある。その中の大きな問題として、
自治権の確立といふことを言われたわ
けですね。こういうように研究所がた
くさんあつて、研究所は非常に重視す
ると言われても、この研究所の学問の
研究の自由といふものを確保するため
には、やはり人事権といふものを確立
しなければならぬ、そういうために
は大学の管理機関といふものをどうす
るかといふことが重大な問題と考へま
すのですが、私の知つておる範囲では、

〔答弁の必要なし〕と呼ぶ者あり私
の知つておる範囲内では、いわゆる教
育公務員特例法の四條から六條あたり
のがどうも実施されてない、もう少し
し極端に言うならば、研究所の教授と
か、大学の教授がその教授会の決定に
よつて任免されるのが、文部省の意向
にそれが入つていない。教授会で例え
ばきめても、それが発令されない場合
が最近ある。〔非常識だ〕と呼ぶ者あ
り。

といふことを聞いておるのですが、
そういう点はどういうふうになつてお
るか。それに対する見解を承わりたい
と思ひます。(木村守江君発言の許可を
求む) 無関係ではないよ。答弁中じや
ないか。

○委員長(梅原眞隆君) 今発言中であ
ります。

○政府委員(稲田清助君) お話のよう
な事例はないと思つております。研究
所におきましては、研究所の教授会が
研究所の職員を選考機関になつてお
りますから、研究所自体において研究
職員を選考いたしまして、その選考に
基きまして任命権者たる文部大臣が発
令した規定になつておりますから、
その意味におきまして、研究所の人事
権は確立せられておると考へておりま
す。

○木村守江君 只今この国立学校設置
法の一部を改正する法律案の逐條審議
に入つて、第四條の表の中の逐條審議
をやつておるはずであります。矢嶋三
義君、それをやるよ、続けてと述べて
その表の逐條審議に該当しないような質
問をいたしておるのであります。議
事進行上議事の整理をお願いいたしま
す。

○矢嶋三義君 私は該當していると思つてやつておるので、無関係ではない。木村守江君「無関係だ」と述ぶ。木村君の期待に副うように行きましよう。

それでは次にお伺いしたい点は、東京大学の附置研究所の中に立地自然科学研究所というのがある。これの廃止が提案されておるわけでありすが、これの設立趣旨を見ますと、うと、なか／＼御尤もなことが書いてある。ここに印刷になつておるのを見ますと、「国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究」というふうな書かれておるわけだ。大臣の提案理由並びに局長の説明を見ても、これをどうと統合するといふような説明が見付かない。前、東北大学の場合には、非水溶液化学研究所とガラス研究所を統合して、やることが説明の中にあるのですが、その点がないので、私はどういふわけでこれを廃止されるのか理解できない点があるのですが、それを承るのが一つ。それからもう一つは、今朝午前中に大臣にお伺いしたときに一般的に伺いましたが、行政管理局の監察部のほうからここに載せられておる社会科学研究所、これも廃止したかどうかという通達があつた。それに対して真偽のほどは知りませんが、三月二十四日の毎日新聞では、稻田局長は軽率な意見だといふようなことをお話になつたといふようなことが載つておるのですが、その真相と、これらに対する文部省の基本的態度といふものを改めてここで承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) 東大のこの

立地自然科学研究所は統合したものでなくて、廃止した次第でございまして、申しますのは、この研究所は、前身を南方自然科学研究所と申しまして、昭和十九年に設置いたしました。当時戦時中でございまして、南方地域におきまする産業、自然、生活の全般に亘る研究を目的として設置いたしました次第でございまして、終戦後の研究目的を転換いたしました。国内に研究局として設置いたしましたのでありすが、研究所として設置いたしましたので、又この転換に際しまして人的機構の転換が十分に行ななかつたといふような関係もございまして、総合的な研究所としての成果が挙げられないで、その後及んで参りました。東大におきまして、この研究所のその後の行き方につきまして、いろいろ研究して参つたのでございまして、その結果、むしろこの研究所を存続いたしますよりも、むしろ関連のある各学部の講座に分けて、水産関係は水産に戻し、医学関係は医学に、農学関係は農学に、それ／＼の講座を作ることによつてばら／＼に、それ／＼の学部をむしろ充実したほうがよいという考えを以てここに廃止するに至つた次第でございまして、次の第二の問題といたしまして、行政管理局が先般来直轄研究所及び大学附置研究所を觀察されたわけでありまして、それにつきまして、一つの参考意見を事務局から文部省に送達せられたわけでございます。勿論その意見は我々としては重要な参考にはいたさ次第でございますけれども、極く短時間で、現地も見ずにいろいろ意見を述べ

られた点もございまして、我々といひましては、研究所というものにつきましては、研究の成果というものを十分御検討頂いて、存続、廃止を御検討頂きたいのでございまして、大体研究所というものを我々が存置し、それに期待したことは、講座ではできない、総合的な、能率的な研究をここに期待するわけでございまして、その設置の意義をよくお考え頂きたい。存立以來如何にその研究成果が挙つておるかどうかといふことをもつと御研究頂いて、成果が挙つていなければ、或いは廃止するといふことを論議せられてもよろしい、或いは直轄研究所につきましては、直轄研究所は一つの行政と関係があるといふ意義もあつた。一つは総合的といふ意義もある。そういう点をよく御研究頂いて、結論を出して頂きたい。そういう点について我々としては納得の行かない点があるといふような気持を持つておることを我々としては表明したい、こういう問題をございまして、個々のいへる意見があるわけでございますけれども、話が詳細になりますので、一応それだけお答え申上げておきます。

○矢嶋三義君 立地自然科学研究所の廃止の理由として、人的に成り立たない、焼けたからといふような理由が非常に強調されたようですが、私はまあ研究目的は飽くまでも必要である。その目的を達するには、東京大学内の、学内の操作によつて研究目的を達し得るものであるから、だからこの際に大学当局も同意して、そして廃止する、こういうふうな了承したわけですが、それでよろしうございしますか。

○政府委員(稻田清助君) その通りでございまして。総合目的を達成したためには、もつと講座も充実しなければならぬし、もつと設備も充実しなければならぬ。何ともそれが不十分であるので、むしろ各学部にばら／＼にしたほうがよいのだと、こういうふうな意味であります。

○矢嶋三義君 その点はよくわかりました。次にお伺いする点は、社会科学研究所のいきさつについて今一応の御説明がありまして、説明した範囲内においては私もあつたわけでありすが、この社会科学研究所は終戦後でできたもので、その研究目的は社会科学に関する総合研究と、こう謳つてあるわけですが、これは單なる新聞記事でありすが、局長から一応の話があつたことをまあ承りますれば、私はこれは重大だと考えますので、ここで伺います。この終戦後でできた社会科学研究所を廃止しようといふような考え方といふものは、私はこれもちよつと新聞に出たのだけれども、大学の法文学部の廃止といふ考え方と私はやはり一脈相通するものがあるのではないかと、こういうふうには私は考えます。

○矢嶋三義君 答弁の途中ですが、文部大臣は自由党内閣に所属している大臣であるから、自由党の決定については従うのが当然だと、まあ意見を切られたようですが、一応その点からいへばありません。この社会科学研究所、こういうものの廃止といふような問題について、局長の意向はわかつたのですが、大臣と話合つていますか。大臣はどういう意向を持つておられますか。

○政府委員(稻田清助君) 大臣は社会科学研究所の廃止などは毛頭考えておられないと思ひます。

○矢嶋三義君 よろしい。

○委員(梅原隆雄君) 第四條の表中「異議なし」と呼ぶ者ありんか。

○委員(梅原隆雄君) 第五條の表中「異議なし」と呼ぶ者ありんか。

○矢嶋三義君 ここで伺いたいのは、局長の概要説明の、五の1のイ項のところに「高等師範学校、女子高等師範学校の廃止に伴い小学校二校、中学校三校、高等学校五校、幼稚園二校計十二校をそれ／＼当該大学学部の附屬学校として置くこととした」といふ、この小学校、中学校、高等学校、幼稚園、これはどこか、答弁して頂きたい。それから次の質問をします。

○政府委員(稻田清助君) 東京高等師範学校、東京女子高等師範学校、それから広島高等師範学校、奈良女子高等師範学校、金沢高等師範学校、岡崎高等師範学校、広島女子高等師範学校……。

○矢嶋三義君 答弁の途中ですが、その男子高等師範学校は四つあつて、女子高等師範学校が三つあるのは知つておるのです。これは小学校、中学校、高等学校、幼稚園と、数が皆違つていふ。その事情を私にお伺いしてはしやう。ちよつと質問を續けて行きましよう。第五條の、八頁です。八頁の名古屋大学の高等学校です。教育学部に高等学校といふのがありますが、これは名古屋には別に教員養成をやる学藝大学といふのはないから、こうな

つてゐるのですか。

○政府委員(稲田清助君) これは岡崎高等師範学校を名古屋大学の教育学部に付けたわけでございます。岡崎高等師範学校に附属高等学校があつたので

○矢嶋三義君 その点は承しました。次の九頁の奈良の女子大学は文学部となつてゐるが、これにどういふわけで小学校、中学校、高等学校、幼稚園といふものを附属したのか、です

○政府委員(稲田清助君) これは奈良の女子高等師範学校は奈良の女子大学の文学部の教育学科にぶら下つたわけでございます。そこでその附属学校を教育学科の附属に属せしめた。それで一方学藝大学のほうは師範学校のほうの附属が付いたわけなんです。

○矢嶋三義君 これは奈良が非常に代表的な場合だと思ふのですが、あの奈良市に奈良学藝大学と奈良女子大学といふのがありまして、そしてどちらも四年制で、教員養成をやつております。奈良の学藝大学に小学校、中学校、幼稚園の附属があつて、奈良女子大学に、まあ教育学部といふのはない。文学部の中にちよつとさしみのつま見たいにぶら下つておるのだと思ふが、その点おかしいと思ふのです。

○政府委員(稲田清助君) これは非常に沿革のあるわけでございます。日本に二つの国立の女子大学を置くといふことが新制大学出発前に、女子教育

の尊重といふことでまあ方針がきまつたわけでございます。そこで東京にお茶の水女子大学を、奈良に奈良女子大学を置くといふことが方針としてきまつた後に一府県一大学という方針を以て臨んでおるのでございます。そこで奈良につきましては、一方に奈良学藝大学を置き、奈良女子大学を置くといふ府県一大学という問題から非常に苦心をいたしたわけでございますが、いつて女子大学を潰すといふことは又非常に苦しいといふことで、一学長の下に二大学を置くといふまあ特殊な方法を用いてここに及んで参つたわけでございます。それで奈良の女子大学でございますが、女子でございますので、やはりそこに文学部においても特別に教育学科を置いて、そうした児童の問題についても十分研究をする必要があるんだといふようなことで、教育学科を置いたために、従来沿革のありました学校をそこに所属せしめた、この点につきましては、女子教育の尊重と、又同時に沿革を顧慮した特殊措置であることを御承知おきを願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その考え方は非常に筋の通つた考えのようですね、そのおかしなところはないと思ひますね、そのおかしなところは提案者である文部省が認めておるようですから質問はしないことにしまして、更にお伺ひしたい点、奈良の女高師時代と現在の奈良女子大学といふのは、女高師時代には教員養成一本だつたんです。で、奈良女子大学になつてはあつた性格が變つて来てると思ふのです。従つて私は生徒数なんか構成が變つて来てると思ふのです。で、その赴くところは小学校、中学校、高等学校、幼稚園の必要なる学級数といふもの、おのずと又影響を受けて来るんじゃないかと思ひますが、そういうものは變つてゐるのか、變つてゐないのか、この質問をする訳は、私はこの前広島大学の視察に行つたんですが、あそこに三原という分校がありまして、これはやはり大学設置審議会の意見もあつて統合しなければならぬといふ問題が出たわけですが、三原市当局としては非常に残してほしいといふ運動をやつておる。どうも突つ込んで見ると、広島大学の教育学部の分校がほしいのは、その分校に食ひ付いてゐるところの附属を残したいんだといふのがどうも目標のやうに私は察知したんですが、若しそういう形で附属といふやうなものを国民が考へて行くといふことになれば、そういう考へ方を打破するといふやうなやはり啓蒙指導といふものが行われような政治といふものを我々はやらなくちゃならない、この私は考へておりますので、この場合私はあえてお伺ひしてゐるわけなんです。

○政府委員(稲田清助君) 奈良女子大学の附属は、この際学級減を実行いたしてあります。

○委員(梅原眞隆君) 第五條について質疑はございませんか。

○委員(梅原眞隆君) 質疑がなければ、別表第一、別表第二について質疑を願ひます。

○相馬治君 別表第一に示された大学に置かれる職員定員の問題に關して二点局長に伺ひます。ここに数字が上つておりますが、この学校別の定員といふものは、生徒及び講座数等から

いたしまして、当然大学としてあるべき姿、即ち理想の姿といふものを考へて、勿論財政的には制限があります。が、そういうものを考へて定員を配置したのであるが、それとも現在の設備その他の現実にある姿を基準といたしまして、この定員を配置したのでございませうか、この点を伺ひたいのが一点です。それから次の問題は、この総数におきまして、昭和二十六年定員より減と相成つておりますが、このトータルは最初きめられて、そして各学校に人数を振分ける、振分けるという言葉はおかしいが、實際上の問題として振分けたやうな形でこの定員がきまつたものでございませうか。それとも先ほど第一点として質問したやうな意味から、各学校が要求する定員或いは当然あるべき定員、又財政的な方面の顧慮をしておかれる定員といふやうな、現実に大学の事情によつて定員を積み上げてこの数字が生まれたのですか、これを一つ第二点としてお聞きします。それから第三点としては、この定員を決定するに當りましては、大学自身の意見といふものも当然参照されたと存じますが、その辺については大学の意思といふものを文部省はどういふやうな方法で、如何なる程度に反映して民主的な定員の配置といふものを考究されたか、その辺のところを自慢話で結構です。それから、苦言談なり、お聞かせ願ひたいと存じます。それが一つの質問です。第二の質問は、これに絡んでおりますが、この大学が今日財政的に援助しなくちゃならない場合においても、即ち戦災にも遭わぬ、或いは又進駐軍等の關係その他においても何ら損傷も

受けていないといつたやうな昔のままの設備、それを今日まで持ち來たつておりまする学校もございませう。又そのありまする地方自治体が非常に裕福であり、且つ知事等が教育に熱意があつて、逸早く宝くじ等を以て設備の充實をしたといふやうな学校、こういう恵まれた学校もあるかと思へば、一方で戦災によつて大部分或いは一部分で焼失した学校がある、こういう事情があると思ふのです。それからもう一つはみずからの過失によりまして、それは漏電であるとか、不可抗力の原因もありますけれども、結局いたしまして、みずからの過失によりましてその後焼失を見た学校、こういうふうな三つに大体区別されると思ふのです。従ひまして、これらの問題に關しまして文部当局といたしましては、何かこれに對する財政援助の基本的な方式のやうなものがあるならば、この際承つておきたいと思ふのでございませう。なおかかる質問を發してありまする私が、必要性を一言答弁して頂くのに便宜のやうに申し上げます、私は自分が關係いたしてありまする京都府立大学が先般不幸にいたしまして焼失いたしました。あの学校は一昨年農学部その心の臓部が燃えたのです。今般は学藝大学の心の臓部が燃えたのでございませう。昨年度栃木県のある機関を動員いたしまして、宝くじによりまして、やつと設備を終つたといふやうなわけでございますが、事実といたしまして、これは戦災復旧学校等に比べて見まする場合に、当然栃木県自身が国の助力等を待たずにやるべき筋のものであるとは思ひますけれども、御案内のやうに栃木

れをどうなさるのですか。

○相馬助治君 閣下にして答弁の前
に……、矢嶋委員の質問に対して局長
はひとり肯いたけれども、これは速記
に残らないので、矢嶋君の言つたこと
は重大だと思つたので、一つその授業料
の問題をそこでお話し下さい。

○政府委員(稲田清助君) 高等学校の
授業料につきましては、昨年の倍にい
たしまして、本年度は二千四百円にい
たしました。

○相馬助治君 将来どうする、将来ど

どうか、将来そのままで押通すつもりですか。それともこれは時宜に適してないから、将来直すというおつもりですか。

○政府委員(稲田清助君) まあ将来につきましては更に考究いたします。

○矢嶋三義君 次に定員の問題については、只今相馬委員から質問があつたやうでございますが、もう少し同いた

い点は、先般定員法の改正をやつたわけですね。そのときに千九百六十九人という減員をやつたわけですが、その具体的な配分は後日やるんだというの

で、例えば事務官は平均五％という一律的な計算で文部省関係の整理をやつたわけですね。それを実際に大学に配当したのがここに出てくるのだと思いますのですが、これを配当するに当つ

ては各大学等の意向も聞いてやられたのか。一番私心配になるのはそのときの当時の局長の言明に、この平均五％というのをそのまま行くのじやないの

だ。大学に軽重を付けるのだというよ
うな意味の発言がございましたので、
その点をお伺いするわけです。

○政府委員(稲田清助君) その前に先

ほどの高田委員の御質問の附属学校の教官の待遇などにつきましては、目下人事課におきまして、一般の国立学校職員に準拠して考案する際におきまして、いろいろ附属学校教官の待遇改善を研究いたしている次第でございます。それから只今の矢嶋委員の行政整理の職員の配分につきましては、国会で御決定になりました一〇%、二〇%のあの率を大体各学校の事務職員に按分して配付いたしましたのでございますけれども、その際各学校の機構の大小等を考慮いたしまして、多少の差等を付けて各学校に配付いたしました。

○矢嶋三義君 その差等について承わりたいのですが、先ほどの答弁の中にも、昔の大学令によつて設置された大学は講座本位で行つてゐる新制大学と算出の仕方が違つてゐるということを発表されましたが、実際に現場においては、旧制大学の一学科に配当された職員と、新制大学に配当された職員とは余りにも差があると思ふのです。どういうわけであれだけの定員の差を付けるのか、それを私は承わりたいと思ふのです。

○政府委員(稲田清助君) 先ほど申し上げましたのは教官でございます。……

○矢嶋三義君 私も今教官を承わつておる。

○政府委員(稲田清助君) 今度の行政整理については事務職員でございますから……

○矢嶋三義君 行政整理を離れて一般の配当です。

制大学を創設いたします場合に、我々といひましては、大体二割くらい増加いたしません場合には、新制大学として十分な定員は獲得できないというつもりで出発はいたしたのであります。併しながらその後人員の縮小というふうな要請がありましたので結局旧高等学校、専門学校、定員をそのまま移した形を以て新制大学の職員構成をせざるを得なかつたのであります。そういうふうな関係で非常に新制大学の教官の定員が窮屈になつて来た。まあそういうふうな次第で、旧制大学から転換いたしましたいわゆる講座組織による職員構成と新制大学に昇格いたしました旧高等を元とした職員構成と違つて来たような恰好は止むを得ない状況だと、我々といひましては非常に遺憾でございますけれども、現状をうかうううな恰好になつております。

○矢嶋三義君 止むを得ないと思つて放置するわけに行かないと思つて、どういう対策を以て解決されるように當つておられますか。

○政府委員(稲田清助君) それは根本的に、今朝ほど大臣が話されましたように、全部の大学を同じレベルに考へるか、或いは又言葉を換えて見れば、全部が全部學術研究を主とする大学として見るか、或いは又何と言いますか、職業人、社会人を養成する教育機関として考へるかという点から分れて来ると思ひます。そういう意味で決して十分ではないのでございませうけれども、大学をすべて旧制大学から転換した大学のレベルまで持つて行かなければならぬという考えを以てすれば、或いは七十一の大学は多いという論も成り立ち得るかも知れません。我

我としては今の定員は決して十分ではないと思ひますけれども、と言つて、この旧制大学から転換した職員定数まで引直さなければならぬという機能も發揮し得ないと思つていない次第であります。

○矢嶋三義君 定員の問題がここで取上げられておりますので伺います。講座組織になつておると、教授一、助教授一、講師一、助手二というふうな形で、研究も十分できるわけでありまして、そういう手足がないために研究ができない。これは大学の附属研究所の場合ですが、私はこの前視察の報告でも申し上げましたが、例えば浜松の電気工学研究所ですね。すでにテレビ時代になつて我が国でテレビ研究をやつておる代表的なものは、あれとNHKの研究機関だと思ふのです。あの電気工学研究所なども助手がいなくつて、それで研究ができないで、御存じと思いますが、民間の会社あたりから、無報酬でいろいろ希望者を数多く手に入手代りに使つて研究を続けているという実情なんです。こういう定員の配置状況で、テレビなんか特に時代色の強い典型の研究機関で、日本でも少し特殊の研究機関で、国立としては唯一のもので、それでいいのかどうか。そういう定員についてはどういうふうに打開されようと思つておるのか、私はどうも理解できないと思ふのですが、そういう実情は知つておると思ひますが、これからをどういうふうに打開して行こうと思つておるのか、御答へ願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 今年も御承知のように、極く僅かでございますが、研究所は拡張いたしましたわけでございますが、新しい大学につきましては、私も、私どもはお話のような特色のあるものにつきましては、重点的に充実いたして行く方針を将来とともにつけて参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 次に伺ひたいのはここに又学部が三つ増設されたわけなんです。この学部はいわゆる母体になる大学の本部から遠いか近いかというふうなことを私知つておりませんけれども、一般の問題として伺ひますが、大学は一カ所になつて、いわゆる蛸の足大学といふものもある。そうなつておるのに持つて来て、文部省としては教養学部の教育はできるだけ一カ所でおる。その方針もいい点もあるうと思ふが、その方針で大学を運営して行かうとすれば、蛸の足大学のような場合には非常に教育に支障を来たして来るわけですね。ましてやそういう蛸の足大学に限つて幾つかの専門学校を統合して作つておるわけですか。その職員組織が専門学校時代のそのままを取次がれておるので、或る科目によると教員が非常に足りない、或る科目によると過分であるというふうな、そういう要素と、それから地域的に離れているというふうな立場から、一律的な人員配置をやられた場合に、非常に支障を来たしておるわけですか。東京大学だけは別の使命があつて、我が国の最高水準を行く使命があると思ふのですが、ああいうふうな固まつてゐる所とそうでない所は非常に違つてゐる。ここに三つの新学部が生れたわけですが、その中の二つは今度公立から国に移管されるわけですが、そういうものに該当するかどうかは別として、該当すれば

問題になると思ふのですが、全般的な定員の配置という立場から、どういふふうにお考へになつてゐるか、又これを如何にして解決されようと思つておるか。全般的にも定員は少いのでありますけれども、少い中におけるところの公正なる配当というものを又これは科学的に研究しなければならぬと思ひますが、それらに対する見解並びに対策を承わつておきたい。

○政府委員(稲田清助君) 根本的には、今朝もお話に出ました設備の統合方針でございますが、これはなかに地元にもいろいろ従来の沿革等がございますけれども、我々といひましては、新しい大学が新しい理想と目的の下に機能を發揮する意味からいたしますれば、できる限り速かに新しい大学の目的に副うて施設を成るべく中心に統合したいと思つて努力いたしておるわけでございます。お話を新しい英城大学或いは岐阜大学等につきましても、相当結合が実施し得た、又実施する目的の立つた大学でございます。その他の大学につきましても、大学委員会の勧告の下にこの統合が進捗している面も相當あるわけでございます。今後ともそういう点につきましては努力いたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 その統合する前の定員の配分というものを、そういうものにはどういふ対策を持たれてゐるのですか。そう簡単に統合というものはできるものじゃないでしょう。教育というもののは今日も明日も継続されておつて、而もそれが支障が出てゐるわけですからそれらに対する手近な対策という

ものがあつて然るべきだと思ふので

す。

○政府委員(稲田清助君) 現在もそれ
ぞれの学部に必要な定員を配分いたし
ておるわけでございますから、それを
割いて他の学部に行くと行くといい
わけの余裕がそれ／＼の学部にならな
いわけでございますから、定員の再配
置といふことは非常に困難だと思つて
おります。我々といひましたしても、最
近年々の行政整理といふ問題で、定員
の増は非常に困難でございますが、機
会があれば更に定員を充足して機能
の円滑を期したいといふ念願は十分持
つておる次第でございます。

○矢嶋三義君 定員の枠内で割けな
かつたらどうするのですか。警察予備
隊が増えれば、文化国家再建を指向
してある我が国で、定員の枠内ででき
なかつたら定員を増加するような対策
があつて然るべきだと思ふ。

○政府委員(稲田清助君) 御質問の
内容がどうも承でないのですが、ど
こかの学部にも余剰があるから、その
余剰をどこかに持つて行けといふ御
質問の趣意に伺つたのです。

○矢嶋三義君 それがないとすれば、
要するに教育は今日、明日と続けられ
ておるのですから、それを打開する方
策を承わつておるのです。だから第一
段階として、どうしてもできないとな
れば、その次の対策といふものを持
つておらなければ、ただもうどうもし
ようがないというだけでは、現在支障
のある教育を救う方法がないでしょう。

○政府委員(稲田清助君) それで施設
の統合といふことを我々としては第一
着手として極力いたしたいと考えてお

ります。

○矢嶋三義君 施設の統合をやるとい
うには、全部で十三億ぐらゐの予算で
は施設の統合といふものは並み大抵で
ない。できないといふことは、これは
予算の数字からいへばつきりしてい
ると思ふ。現在の枠内の操作といふ
のもできない。けれども実際の現場に
おいては、さつき言つたような教養学
部の教育は一方所やれといふような
基本的な筋もあるし、統合できないの
で蛇の足になつておる。非常に支障を
来してゐるわけだ。それを解決す
る途としては定員増以外ないのじやな
いのですか。枠に嵌められなかつたよ
うな、一方では自衛に必要な警察予
備隊がど／＼殖えて行くのだから、
あなたの言葉からは、そういう事態だ
つたら、大いにやるのだといふ言葉だ
けでなくて、本當の決意といふものは
言の葉に出て来なければ私はおかし
いと思ふのです。それを私は伺つてい
るのです。

○政府委員(稲田清助君) 矢嶋委員の
支障を来してゐると言われるのと、
我々が教育の理想として考えている点
と、まあその程度の問題だと思いま
す。決して理想の状況では今ないと思
ひますが、非常に支障を来してゐる
現状とも考えないのであります。勿論
現状に満足いたしておりませんから、
いろいろな点において今後とも現状は
打開するように我々は努めておりま
す。

○矢嶋三義君 これで終りますが、私
も何も理想を申し上げておるわけじや
ないのです。大学の学長会議があつた
折、あなたにそういうような不満足な

要望とか、お願いとかいふものはござ
いませぬか。

○政府委員(稲田清助君) それは定員
につきましても非常に御要求がござい
ます。我々もその点は尤もだと思つて
おります。

○矢嶋三義君 御善願願ひます。
○相馬助治君 質疑が時間的に十分で
ない感じがすることをお認めくださ
る。この法案が時間的にやけに急ぐと
存じますので、この際質疑を打ち切れ
るよう私は動議を提出いたします。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつともう
少し……。別表第一、第二についての
質疑はございませぬか……。それでは
附則について質疑願ひます。附則につ
いて質疑ございませぬか。

○荒木正三郎君 附則について、教職
員の身分は保障されてゐますか。
○政府委員(稲田清助君) 第二項目該
当と考えられますものでございませ
んが、現に一、二名あることはあるわけ
でございますけれども、これにつきま
しても、他に転換の話がございまし
て、大体今月中にその身のふり方が付
く見込でございます。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言は
ございませぬか……。本案に対する御
質疑は終了したものと認めて御異議
ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) それではこれ
から討論採決に入りたいと思ひます
が、御異議ありませんか。ちよつと速
記をとめて……。

〔速記中止〕
○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め
て……。これより討論に入りたいと思
ひます。御意見のおありのかたは賛否

を明らかにしてお述べ願ひます。

○荒木正三郎君 私は只今議題になつ
ておりまする本法案に對して希望
を附して賛成をいたします。

希望の第一は、附則第二項の実施に
當つては教員の身分保障について十分
な措置を講じ、教壇上の不安を一掃す
ること。二、勤労学徒のための短期大
学の設置は入学希望者の一部分を充た
すに過ぎない状況であるので、将来勤
労青年に教育の機会を与えることに一
段の努力をされたい。以上であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言あ
りませぬか。
○矢嶋三義君 私は本法案に賛成の意
を表明するものでございませぬ。ただ若
干の要望を申し上げておきたいと思ひ
ます。それは審議の過程におきましても
問題となつた点でございませぬが、今後
大学の施設並びに本法案に提示され
たような四学部の施設というやうな、我
々が国における大学の規模に関する問題
につきましても、我が国にどの程度の
大学を、更にはどういう内容の大学
を如何に配置したらよろしいかとい
う高い国家的見地から具体的な方策を
一日も早く打立てて、大学の教育とい
うものが内容のあるものになるよう
に今後注意して頂きたいといふことを要
望するわけでございます。と申します
のは、どうも地方の要望に動かされ
て、ややもすれば政治的な力に動かさ
れて、大学の施設或いは学部の増設が
図られるといふやうな傾向がありま
して、さなきだに内容の充実が予算的
にねんではいる国立大学がいよく名ばかり
の貧弱なものになる虞れがあります
ので、私は大学の増設とその充実と
は、文化国家を指向する我が国として

は当然でございませぬけれども、そうい
う点を強く要望いたしておきたいと思
うのでございませぬ。

第二点に要望したい点は、審議
の過程において大臣が、研究機關とい
うものは国の再建上非常に重要なもの
であつて、大臣として努力したいとい
ふ発言があつたのでございませぬが、
文部省関係の五十に余るところの各研
究所の施設或いは設備の事情を考へる
ときに非常に不十分な点があると思
うのでございませぬ。更にはこのたび一
研究所以の廃止になりましたが、その廃止
の理由といふものは了承し、賛成いた
しますが、今後伝えられるところの研
究所の廃止といふやうな事態が起るこ
となく、むしろこの充実を努力して行
かれることを要望いたしておく次第で
あります。

最後に要望したい点は、配置さ
れる学校の職員の身分については荒木
委員から申されましたので、それを略
すことにいたしますが、この法案に盛
られておるところの附属高等学校、中
学校、小学校、幼稚園の新設について
でございますが、どうも我が国の国民
は附属学校の意義、本質といふものを
適正に把握することなく、ややもする
と誤まつた考え方で見えてゐる傾向が
ありますので、この附属小学校の運営に
當りましては、国民を正しき方向に啓
蒙指導して行くといふ立場におかれま
して、附属学校の運営に當つて頂きた
いといふことを要望いたしまして、本
法案に賛成いたします。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言は
ございませぬか……。御意見も盡きた
ようでありますので、討論は終結したも
のと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) それではこれより採決に入ります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたは御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 全会一致でございます。よつて国立学校設置法の一部を改正する法律案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしまして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

加納 金助 相馬 助治
高田なほ子 木内キヤウ
木村 守江 白波瀬米吉
荒木正三郎 棚橋 小虎
矢嶋 三義
○委員長(梅原眞隆君) 今日はこれで散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) それでは散会いたします。

午後三時五十六分散会

三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付記は三月六日)

三月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、福岡県立筑紫丘高等学校校舎存置に関する請願(第一一四一号)
一、東京学藝大学附属豊島小学校周囲の環境浄化等に関する請願(第一一四二号)

一、学校給食費国庫補助増額等に関する請願(第一一五一号)

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第一一六〇号)(第一一六一号)

一、公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の請願(第一一六二号)(第一一六三号)

一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願(第一一六四号)

一、学校給食費国庫補助等に関する請願(第一一九九号)(第一一八五号)(第一二二〇号)

一、学校給食費全額国庫負担等に関する請願(第一一八四号)

一、東北大学教育学部を宮城学藝大学として独立設置に関する請願(第一一九六号)(第一二四九号)

一、義務教育費国庫負担法制定に関する陳情(第五五六号)

一、公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情(第五五七号)

一、産業教育振興に関する陳情(第五六七号)

一、私立学校振興会法制定に関する陳情(第五九一号)

一、積雪寒冷地帯義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法制定に関する陳情(第六〇〇号)

一、公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情(第六〇九号)

一、教育委員会委員の選任方法改正に関する陳情(第六三二号)

一、義務教育費国庫負担法制定反対に関する陳情(第六三三三号)

第一一四一号 昭和二十七年三月八日受理

福岡県立筑紫丘高等学校校舎存置に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡戸村片桐 徳永茂藏外四名

紹介議員 團 伊能君

福岡県当局は県立筑紫丘高等学校校舎を福岡学藝大学校舎にしようとしているが、これは、(一)明確に地方的政争の具に供されていること、(二)同校校舎転用の措置は、地元民に重大なる損失を与え、地方教育の興隆をいぢるしく阻害すること、(三)同校は、特別の異例措置として設置が許可されたものであり校舎は、県、市、郡三者の共同負担出資により建設されたものである等の理由から県当局の不当措置に対しては、決定的反対運動を展開する所存であるから、国会においても公正なる審査により、同校校舎が存置できる

よう処置せられたいとの請願。

第一一四二号 昭和二十七年三月八日受理

東京学藝大学附属豊島小学校周囲の環境浄化等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二東京学藝大学附属豊島小学校 佐藤卯吉外五万二千一名

紹介議員 中川 以良君

東京学藝大学附属豊島小学校周囲の環境は、雑踏騒音と非衛生と乱れた風紀によつて、はなはだ不健全なる状態を呈し、はなはだきは校庭に不法建築を行い、自己の利益のためにこれが移転を計画する等、不法なる行為により教育の神聖は侵され、しかも社会秩序が破壊されつつある現情であり、義務教育がかかるものによつて踏みにじらることは、まことに由々しき問題であつて、国家再建の上からも憂慮にたえないから、事情警察の上適正なる処置を講ぜられたいとの請願。

第一一五一号 昭和二十七年三月十日受理

学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者 長野県松本市向島一、八十七名

紹介議員 棚橋 小虎君

政府は二十七年度分学校給食補助金として二十四億を農林省予算に計上せるのみによつてであるが、これでは到底学校給食の持続は困難であるから、学校給食の重要性に鑑み、少くとも現状通りの給食が継続実施できるように全額国

庫負担するとともに、学校給食法を制定せられたいとの請願。

第一一六〇号 昭和二十七年三月十日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 宮崎県東臼杵郡東郷村 長 小野弘外一名

紹介議員 竹下 豊次君

現在義務教育費は不完全な平衡交付金制度によつて賄われてゐるため、義務教育費をいぢるしく圧迫してゐるばかりでなく地方財政を極めて不安定にしているから、義務教育費の算定基準を法律によつて定め、合理的にその総額を算定し、このうち地方負担可能な分を、その財政能力に応じて負担せしめ、残額を国が最終的に負担する義務教育費国庫負担制度を確立せられたいとの請願。

第一一六一号 昭和二十七年三月十日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 島根県松江市長 熊野 英外八名

紹介議員 小龍 彬君

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一一六二号 昭和二十七年三月十日受理

公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の請願

請願者 宮崎県東臼杵郡東郷村 長 小野弘外一名

紹介議員 竹下 豊次君

戦争の犠牲となつた公立学校校舎および耐用年限の過ぎた公立学校老朽校舎は、放置されて倒壊の危機にさらされている。また風水害による学校災害は年々増大の一途にあるが、これら学校の復旧について国庫負担の制度がななく、国庫の補助は少額の上不安定なため、地方公共団体にとって公立学校施設の整備防災および災害復旧は過重な負担となつてゐるから、公立学校施設防災および災害復旧に関する法律を制定せられたいとの請願。

第一一六三号 昭和二十七年三月十日受理
公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の請願
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

紹介議員 小瀧 彬君
学制改革に伴う学校施設の整備は、地方公共団体の努力にもかかわらず未復旧や耐用年数超過の老朽危険校舎が放置されたままであり、一方風水害や火災による学校災害は年々増加の傾向にあるから、公立学校施設の整備、防災および災害復旧に対する根本的対策を樹立するとともにすみやかに法制化せられたいとの請願。

第一一六四号 昭和二十七年三月十日受理
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願
請願者 島根県庁内島根県教育委員会内 小室定彦

紹介議員 小瀧 彬君
積雪寒冷地帯における屋内運動場の建設は、児童生徒の教育保険、衛生上は

もとより校舎保全の上からも一日も放置できない重要問題であつて一般教室の必要性に比しても決して劣るものではないから、昭和二十七年年度中に屋内運動場建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められるとともに積雪寒冷地帯における義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第一一七九号 昭和二十七年三月十日受理
学校給食費国庫補助等に関する請願
請願者 東京都台東区北新町下谷小学校内 藤澤常信外一万五千三百九十三名

紹介議員 榊 繁夫君
学校給食は講和後における民主教育の根幹で、次代国民体位の向上を解決する最善の方途であり、また食糧問題解決にも不可欠なもので、その対象は全義務教育児童生徒であるべきが当然で、資材の確保および施設の充実は当然国家の責任でなすべきであるから、この経費を来年度予算に計上するとともに、すみやかに学校給食法制定の実現を図られたいとの請願。

第一一八五号 昭和二十七年三月十日受理
学校給食費国庫補助等に関する請願
請願者 長野県松本市土井尻町五 橋詰常直外一万二百八十二名

紹介議員 榊 繁夫君
学校給食は講和後における民主教育の根幹で、次代国民体位の向上を解決する最善の方途であり、また食糧問題解決

決にも不可欠なもので、その対象は全義務教育児童生徒であるべきが当然で、資材の確保および施設の充実は当然国家の責任でなすべきであるから、この経費を来年度予算に計上するとともに、すみやかに学校給食法制定の実現を図られたいとの請願。

第二二〇号 昭和二十七年三月十二日受理
学校給食費国庫補助等に関する請願
請願者 長野県松本市横ヶ崎町東区 原禮子外一万一千二百七名

紹介議員 榊 繁夫君
この請願の趣旨は、第一一七九号と同じである。

第一一八四号 昭和二十七年三月十日受理
学校給食費全額国庫負担等に関する請願
請願者 福井市本丸福井県学校給食推進協議会内 福岡七右衛門

紹介議員 堂森 芳夫君
学校給食は、教育の機会均等、民主教育の振興、食生活の改善、学童の心身発達等に極めて大きな効果をあげてゐるが、本年度における同予算は極めて僅少で、本年度の趣旨にそわない結果となるから、全国の学童がみな対象となり得るような予算措置を講ずるとともに本制度の推進を図るため、学校給食の根拠となる法律を制定せられたいとの請願。

東北大学教育学部を宮城学藝大学として独立設置に関する請願
請願者 宮城県庁内宮城県教育委員会内 三澤房太郎
紹介議員 愛知 揆一君
民族文化進展の根本をなすものは実に教育にあり、その根柢をなすものは正に教育者にその人を得ることにあるが、宮城県の教員組織ならびにその養成施設の実情ははなはだ憂慮にたえないから、新時代に即応する教育的信念と教養識見とを具備する教員の養成を目的とし、かつ本県の実情に即した計画的に運営するべき施設として東北大学教育学部を宮城学藝大学として独立に設置せられたいとの請願。

第一二四九号 昭和二十七年三月十三日受理
東北大学教育学部を宮城学藝大学として独立設置に関する請願
請願者 仙台市勾当台通二七宮城県教育委員会内 宮城晋五郎外一名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一一九六号と同じである。

第五五六号 昭和二十七年三月八日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情
陳情者 神奈川県高座郡有馬村長 武井織衛外五名

現在義務教育費は平衡交付金制度によつて賄われているため、義務教育費を圧迫し、地方財政を不安定にしているから、国は義務教育に要する経費の合理的な算定基準を法律で定め、その最

最終責任を国が負担すべきことを明らかにし、すみやかに国庫負担制度を確立せられたいとの陳情。

第五五七号 昭和二十七年三月八日受理
公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情
陳情者 神奈川県高座郡有馬村長 武井織衛外五名

学制改革に伴う学校施設の整備は、地方公共団体の努力にもかかわらず未復旧や耐用年数超過の老朽危険校舎が放置されたままであり、一方風水害や火災による学校災害は年々増加の傾向にあるから、公立学校施設整備、防災および災害復旧に対する根本的対策を樹立するとともにすみやかに法制化せられたいとの陳情。

第五六七号 昭和二十七年三月八日受理
産業教育振興に関する陳情
陳情者 東京都世田谷区深沢町三都立園藝高等学校内全国高等学校農場協会内 日浦光

産業教育振興法には欠陥があつて農業教育の振興を阻害してゐるから、(一)一般的な会計法規により実験実習の収益の経理を強行せぬこと、(二)農業教育に従事する教員には、その資格、待遇および定員について特別措置を講ずること、(三)農業に関する教科用図書発行に対する特別措置を講ずること等の適切な改正を講ぜられることとに、昭和二十七年年度産業教育振興法に基く国庫補助をさらに十億円追加予算に計上せられたいとの陳情。

第五九一号 昭和二十七年三月十一日受理

私立学校振興会法制定に関する陳情

陳情者 東京都千代田区神田三崎町二ノ三四校内ビル

内日本私学団体總連合
会内 吳文炳

近く私立学校振興会法案が上程される由であるが、私立学校としては、資金の点を除いて一応了承して同法律のすみやかな成立公布を希望している。しかしして私立学校振興会の運営について私学自身の意志を尊重して自主的かつ民主的に行われるべきことが明記されていなければ、国会においてはこの点についての私学の不安を除くこと、同法案の審議を迅速にすること、資本金を最小限百億円以上とすること、構成人事の過半数を私学関係者とすること等について考慮せられたいとの陳情。

第六〇〇号 昭和二十七年三月十一日受理

積雪寒冷地帯義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法制定に関する陳情

陳情者 石川県議會議長 太田孝三外七名

積雪寒冷地帯における学校屋内運動場の建設は、児童生徒の教育、保健衛生上はもとより、校舎保全の上からも放置できないから、積雪寒冷地帯の学校屋内運動場建設については建設費を国庫において補助する義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法を制定せられたいとの陳情。

第六〇九号 昭和二十七年三月十三日受理

公立学校施設防災および災害復旧に関する陳情

する法律制定の陳情

陳情者 岡山県後月郡井原町

一、一六後月郡義務教育費国庫負担制度促進協議会内 長尾実外二名

学制改革に伴う学校施設の整備は、地方公共団体の努力にかかわらず未復旧や耐用年数超過の老朽危険校舎が放置されたままであり、一方風水害や火災による学校災害は年々増加の傾向にあるから、公立学校施設の整備、防災および災害復旧に対する根本的対策を樹立するとともにすみやかに法制化せられたいとの陳情。

第六三二号 昭和二十七年三月十四日受理

教育委員会委員の選任方法改正に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池民一

教育行政上教育委員会の果すべき使命の重大性に鑑み、知事の任命制に改正するよう一再ならず陳情しておいたので、関係当局においても審議中のこととは思われるが、講和條約発効を目前に控え、行政諸制度の再検討が行われ、その合理的効率的改革の相次いで行われんとする際、政府は、本制度については現実の問題として実情に即したこの主張を採択し、すみやかに実現せられたいとの陳情。

第六三三号 昭和二十七年三月十四日受理

義務教育費国庫負担法制定反対に関する陳情

陳情者 東京都千代田区平河町

二ノ六全国市長会長 金刺不二太郎

今国会に提出を予定されている教育財政平衡交付金法案（または義務教育費国庫負担法案）による制度は、地方財政の総合的かつ効率的運営を妨げ、地方自治に対し不当の干渉の機会を与え、中央集権化をきたすことになり、また事務のはん雑をきたし行政費を増大せしめることになるから、同法に反対であるとの陳情。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。